

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

(1)教育における最新技術の活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	教育における最新技術の活用	<p>a 全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。</p> <p>そのため、以下b～fに掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめには、第4次答申で提言した「5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じ、工程表を含む中間取りまとめを行う」内容を含むものとする。</p> <p>b パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであることを学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン（タブレット等を含む）1人1台」（BYODを含む）をはじめ、あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、aに掲げる工程表に位置付け、必要な措置を講ずる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査し、公表する（令和元年度）とともに、全国どこの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、全ての自治体にICT環境整備に係る計画策定・実施を促し、教育現場におけるICTの活用を推進する。期限までにあるべき教育基盤を実現するために、必要に応じ国による是正措置を検討する。あわせて、自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組などを推進し、学校のICT環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>c 教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場において、公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とすることを明確にするとともに、これまで高等教育機関が利用してきた通信インフラの初等中等教育機関への開放等、ネットワーク環境の充実化を図る。 ・校務系と学習系のネットワークについて、 	<p>a: 令和元年度上期措置 b: 令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c: 令和元年度検討・結論・措置 d: 令和元年度検討開始、令和3年度までに結論、結論を得次第速やかに措置 e: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置 f: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置 g: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a: 文部科学省・総務省・経済産業省 b: 文部科学省・総務省・経済産業省 c: 文部科学省・総務省・経済産業省 d: 文部科学省 e: 文部科学省 f: 文部科学省 g: 文部科学省</p>

	<p>より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進める。</p> <p>また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定がある場合でも、教育現場において、セキュリティを備えたクラウドを導入することでオンライン結合が認められることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講ずる（令和元年度上期）とともに、必要な更なる措置を講ずる（令和元年度内）。</p> <p>d デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。 ・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる ・デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書の媒体のあり方について検討し、必要な措置を講ずる。 <p>e 高等学校の全日制の課程において、通信制教育で一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知する。</p> <p>f 児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても（例えば、不登校、病気療養など）、同時双方向による遠隔教育や最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置を講ずる。</p> <p>g 最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負荷の軽減に資する有効な手段でもあることから、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に応じて柔軟に見直し、多様な外部人材を活用しながら、柔軟に対応できる新たな指導体制を実現することが必要である。そのため、従来の外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講ずる。</p>	
--	--	--